

# 公 募 要 領

令和 4 年 2 月 16 日  
初等中等教育局長決定

## 1. 事業名

広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業

## 2. 事業の背景・趣旨

通信制高等学校は、不登校経験者や中途退学経験者への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待され、生徒の実態に応じたきめ細かな対応が求められるものであるが、一部の広域通信制高等学校においては不適切な学校運営や教育活動が行われていることが確認されている。そのため、所轄庁においては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成 28 年 9 月策定。令和 3 年 3 月一部改訂。以下「ガイドライン」という。）等に基づく実地による点検調査を文部科学省の協力を得ながら実施しているところであるが、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校が少なからず見られるのが実態である。また、特に広域通信制高等学校においては、サテライト施設を所轄庁の圏域を超えて全国に設置しており、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は当該施設に対して関与できない仕組みとなっている。

こうした現状を踏まえ、本事業においては、所轄庁による広域通信制高等学校への指導・監督の実態を分析し、主体的な学校運営改善を図るための所轄庁による点検調査の在り方について調査研究を行うとともに、所轄庁と国又は関係機関との連携を強化し、点検調査の結果や指導監督の状況等の情報共有をするとともに、専門家や第三者評価機関等との相談体制を確立するためのスキーム開発に関する調査研究を行う。

## 3. 事業の内容

通信教育の質の確保のため、望ましい指導監督の在り方等について、(1) (2) の調査研究を行う。なお、研究に当たっては外部有識者の指導・助言を得ながら行うこととし、必要に応じて専門家の紹介等の支援を行える体制を整備するよう努めること。

### (1) 広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究

- ① 文部科学省の協力のもと所轄庁が実施する点検調査（以下「点検調査」という。）について、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）及びガイドラインに沿った運営となっているかについて、その点検調査の内容や方法などを実際に同行して確認する。その際、通信制高校において管理職経験を有する者等を通信制高校に識見を持つアドバイザーとして同行させるものとする。また、その他所轄庁が行う点検調査において文部科学省が必要とする調整等について、文部科学省の指示のもと当該調整等を行う。なお、同行する調査対象候補校については文部科学省が決定するものとする。
- ② 点検調査を通じて、適切な学校運営や教育活動に向けた調査対象校の課題や改善点等について分析を行う。

### 【調査予定校数について】

13 校程度（対象地域は以下を想定）

北海道・東北地方	1 校程度	近畿地方	3 校程度
関東地方	3 校程度	中国・四国地方	2 校程度
中部地方	1 校程度	九州・沖縄地方	3 校程度

※調査予定校数及び対象地域は、変更が生じる可能性がある。

- (2) 広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究
- ① 全国の広域通信制高校の質担保に向けて、所轄庁と国又は関係機関との連携を強化し、点検調査の結果や指導監督の状況等の情報共有を行うためのスキーム(プラットフォームなど)の開発のための調査研究を行う。
  - ② 所轄庁が管理監督するサテライト施設の所在する都道府県(以下「施設所在都道府県」という。)と所轄庁との連携協力によるサテライト施設に係る点検調査のための実証研究を行う。
  - ③ 広域通信制高校の所轄庁及び施設所在都道府県に対し、通信制高校の教育に識見を有する専門家または第三者評価機関との相談体制を構築するとともに、当該専門家をアドバイザーとして派遣することに関する支援等を行う。

**【所轄庁と施設所在都道府県との連携協力】**

- ・所轄庁と施設所在都道府県との間で、例えば所轄庁が当該所轄庁の圏域を越えたサテライト施設に係る調査事務を施設所在都道府県に委任することをはじめ、当該サテライト施設についての点検調査を円滑かつ適切に実施するための様々な連携協力を行うよう努めること。

#### 4. 成果物の提出

(1) 成果物

委託要項に定める委託事業完了報告書のほか、本事業の実施に伴い、事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等の成果物を作成することとする。

なお、提出された書類において、調査研究の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省から改善を求めることがある。

(2) 提出先

〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省初等中等教育局参事官付高校教育改革係  
TEL : 03 - 5253 - 4111 (代表) (内線 : 4679)  
E-mail : [koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

#### 5. 事業の申請者

事業の申請は、当該調査研究を実施することができる調査研究機関から文部科学省に行うこと。ただし、広域通信制高校を設置する法人を除くものとする。

申請者が法人格を有していない任意団体の場合は、下記の要件を全て満たすものとする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

#### 6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

#### 7. 事業期間、事業規模、採択予定件数

- (1) 事業期間 : 契約を締結した日から令和5年3月31日
- (2) 事業規模 : 1,900万円程度
- (3) 採択予定件数 : 1件(採択件数は、企画評価委員会が決定する。)

※ この公募は、令和4年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によって

は、実施方法や経費、スケジュール等を変更する場合がある。

## 8. 委託経費

本事業の実施に要する経費として認めるものは、人件費、諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費とする。

## 9. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本事業を選定するための企画評価委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、30日以内にすべての申請者に選定結果を通知する。

なお、採択された場合には、企画評価委員会による事業計画の改善のための条件を踏まえて実施するよう留意すること。

## 10. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、本事業への企画提案書の提出を希望する者は、令和4年3月7日（月）17時00分までにE-mailにより参加表明書を提出すること。（様式は任意で提出先は11.(1)と同じ。）

なお、参加表明書の提出期限までに参加表明書の提出がない場合でも、企画提案書の提出期限までに企画提案書の提出があったときには審査対象とする。

### 11. 企画提案書の提出先・提出方法・提出書類・提出期限

#### (1) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官付高校教育改革係

TEL：03-5253-4111（代表）（内線：4679） E-mail：[koukou@mext.go.jp](mailto:koukou@mext.go.jp)

#### (2) 提出方法

① 企画提案書は、E-mailにより11.(1)に記載の提出先までデータを送信すること。

② メールの件名及び添付ファイル名は、ともに「（事業名）\_（法人名）」とすること。また、添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。

③ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

#### (3) 提出書類

① 企画提案書（別紙様式1）

② 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③ 本件に関する担当者名簿（別紙様式2）

④ 誓約書（別紙様式3）

#### (4) 提出期限

令和4年3月16日（水）17時00分必着 ※提出期限は厳守のこと。

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ E-mailで送信された提出書類は、送信時に提出されたものとみなす。なお、事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わないこととする。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

### 12. 企画提案書の作成

企画提案書の作成にあたっては、次の点に留意すること。

(1) 企画提案書の各項目の趣旨に沿った内容を具体的に記載すること。

(2) 審査基準に定める「審査の観点」をよく読み、それを満たすように具体的に記載すること。

(3) 3. 事業の内容に記載のある項目すべてを満たし、わかりやすく記載すること。

(4) 専門的見地から調査研究全体の指導・助言を行う外部有識者を含む運営指導委員会を組織す

ることとし、年2回程度運営指導委員会を開催することを含む取組内容について具体的に記載すること。

### 1.3. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合は、その再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

### 1.4. 契約締結に関する取り決め

- (1) 契約額の決定方法について  
採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費して認められているもの以外の経費、業務の履行に必要な経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積額とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。
- (2) 契約締結前の執行について  
国の契約は、会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないので、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

### 1.5. スケジュール

以下に示すものは、現時点でのスケジュールであるが、申請件数によっては、審査期間の延長によりスケジュールが後ろ倒しになる可能性がある。

- (1) 審査：令和4年3月中旬頃
- (2) 採択決定：令和4年4月中旬頃
- (3) 契約締結：令和4年5月中旬頃

### 1.6. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は企画評価委員会で決定する。
- (4) 公募期間中において、当事者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など業務計画書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合にはすみやかに発注者に届け出ること。
- (6) 審査終了後、直ちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は、再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳又は参考見積書を含む）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支出規程、見

積書など)

- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）